

社会を明るくする運動 7月は強調月間 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

保護司会や更生保護女性会とともに、犯罪や非行から立ち直ろうとする人の意志を受け入れ、繰り返さないよう支える更生保護活動を推進しています。

犯罪を犯した人の更生を助け地域を守る「保護司」

保護観察官と協力し、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。犯罪の再発を防止する地域づくりにも取り組んでおり、区内では120人が活動しています。

☎江東区更生保護サポートセンター ☎03-5534-8639

心豊かな社会をめざす「更生保護女性会」

地域の諸団体と連携し、犯罪や非行の防止活動、青少年の健全育成活動の支援、育児や非行の相談を通じた子育て支援を行い、「社会を明るくする運動」を続けている団体です。区内会員数は282人です。活動に賛同される方の入会をお待ちしています。

☎青少年課青少年係 ☎03-3647-9813

立ち直りを支援する「協力雇用主」を募集

法務省東京保護観察所では、非行歴のある少年等の抱える事情を理解したうえで雇用し、立ち直りを支援する「協力雇用主」を募集しています。

☎法務省東京保護観察所 ☎03-3597-0137

青少年の被害・非行防止全国強調月間

さまざまなトラブルや事件に巻き込まれ、犯罪の被害者や加害者にならないよう、子ども・若者を健全に育む環境づくりに支援とご協力をお願いします。区は「江東区青少年夏季育成プラン」で重点的に取り組んでいただきたいことを提案しています。詳細は区HPをご覧ください。

薬物に関する悩みは相談を

区は東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会や江東区薬物乱用防止対策連絡協議会等と協力し、学校や地域での啓発活動に力を入れています。家族などの薬物問題でお悩みの方はご相談ください。

[相談窓口] 江戸川少年センター ☎03-3651-8567

[事件性のある通報先] 深川警察署 ☎03-3641-0110、城東警察署 ☎03-3699-0110、東京湾岸警察署 ☎03-3570-0110

☎青少年課青少年係 ☎03-3647-9813 ☎03-3647-8474

防災・安全

家庭用消火器をあっせん ～初期消火で火災の被害を最小限に～

火災の初期消火に効果的な家庭用消火器の購入、薬剤詰め替えのあっせんを行っています。区の指定業者が消火器をご自宅まで配達します。

☎区内在住の世帯主

※事業所を除く。1世帯1本まで

☎防災計画課地域防災係へ電話・FAX、または防災計画課窓口(区役所隣防災センター4階1番)で

☎防災計画課地域防災係

☎03-3647-9587 ☎03-3647-8440

※申し込みから納品まで、最大で約1か月半かかる場合があります

※薬剤詰め替えは、製造から5年以内の粉末消火器のみが対象。消火器の状態によっては薬剤詰め替えができない場合があります

※古い消火器の引き取りのみは受け付けていません。引き取りのみ(有料)をご希望の方は、東京都消防設備協同組合第15支部(☎03-3631-1746)までご相談ください



消火器あっせん価格表

種類	消火器購入		消火器薬剤詰め替え		
	強化液	粉末		粉末	
薬剤量	1リットル	2kg	3kg	2kg	3kg
あっせん価格	5,530円	4,915円	7,080円	3,180円	4,470円

あっせんして消火器を購入された方には、古い消火器の引き取りを以下の価格で行います。

消火器引き取り

リサイクルシール	あり	なし
協定価格	1,100円	1,600円

[申込から納品までの流れ]

- ①申込受付から約2～3週間以内に、納品業者や納品期間等を郵送でお知らせします。
- ②郵送到着後、約2週間以内に納品業者から連絡がきますので、納品日等をご調整ください。
- ③納品日当日にあっせん価格を現金でお支払いください。また、納品業者が持参する委任状へ押印(スタンプ印不可)をお願いします。

7月1日(水)から
受付開始

40歳以下の方の奨学金返済を支援

区内在住・在勤で奨学金を返済する40歳以下の方に対し、経済的負担を軽減するために補助金を支給します。詳細は区HPをご確認ください。



☎中小企業(製造業・運輸業・建設業・IT業界)に就職する区内在住・在勤の40歳以下の方

[主な事前申請対象要件]

- 就業してから3か月以内
 - 区内在住・在勤(正社員)
 - 40歳以下(事前申請年度末時点)
 - 勤務先が江東しごとサポートセンターに利用登録している中小企業(製造業・運輸業・建設業・IT業界に限る) ※個人事業主を除く
 - 対象の奨学金((独)日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金等)を返還予定または返還中
- ※令和8年4月1日～12月31日に就業した方は、令和9年3月31日まで事前申請可能(就業日から3か月経過後に区に住居登録した方を除く)

[補助額]

補助率1/2(年間上限額10万円、最大5年間(60か月分))

※補助金の支給開始は令和9年度から

☎7月1日(水)から区HP、または区HPにある申請書を〒135-8383区役所経済課雇用支援担当(区役所4階28番)に郵送・窓口で ☎03-3647-8581 ☎03-3647-8442

区の指定公衆喫煙所の設置・維持管理費用を助成

民間の閉鎖型喫煙場所を区の指定公衆喫煙所として活用する場合、現在維持管理費用を助成していますが、7月1日から新たに設置費の助成を開始します。

また、受動喫煙が発生しない喫煙場所のある飲食店等を喫煙場所協力店として登録しています。登録方法や助成金の申請方法などの詳細は、区HPをご覧ください。



▲指定公衆喫煙所について



▲喫煙場所協力店等登録制度について

☎環境保全課受動喫煙防止担当

☎03-3647-2753 ☎03-5617-5737

環境保全課環境美化係

☎03-3647-9373 ☎03-5617-5737

